

情報の入手とPTAの豆知識

～PTAの豆知識「PTAと任意」～

平成26年4月15日
横浜市PTA連絡協議会
新任役員研修会

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAは「任意」？？

- PTAは「**任意団体**」？
- PTAは「**任意加入**」？
- PTAの活動参加や役員の仕事は「**任意**」？

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAは「任意団体」？？

- PTAをどのような組織形態で運営を行うかについては、会員の総意で自由に決めることが出来ますが、多くの単位PTAは法人格の無い組織（任意団体）の一つである「権利能力なき社団」として運営されています。

※権利能力なき社団・・・任意団体のうち、社団としての実態を備えているもの

※社団・・・一定の目的を持った人の集団で、団体としての組織をもち、社会上1個の單一体として存在するもの

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAは「任意団体」？？（続き）

■ PTAには設立の根拠となる法律はありません。

例えば… 会社は会社法、学校は学校教育法、NPO法人は特定非営利活動促進法

→PTAは会員の総意（意志）によって成り立っている組織です。

→PTA活動を規制するための法律は無いため、PTAの運営方法や活動などは会員の総意で決定することができます。

但し…

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAは「任意加入」？？

■ PTAは、PTAの趣旨に賛同し協力する意志をもった会員で構成される組織で、会員に入会を強制することはできません。

■ 権利能力なき社団は、退会について、団体の規約や総会の決議で、退会を許さない旨を定めることはできません。

つまり…

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAは「任意加入」？？（続き）

■ PTAは会員の意志による加入（**任意加入**）によって成り立っています。

■ 会員の入会意志の確認方法は、加入の申込による方法や非加入の意志を申し出ていただく方法など、それぞれの単位PTAの実情にあわせて決定することができます。

※入会方法などが保護者に周知されていない場合は入会が無効とみなされる可能性があるので注意してください。

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

PTAの活動参加や役員の仕事は「任意」？？

■ PTAの活動内容や役員・委員の選任方法などは「原則として」単位PTAが自由に決定することができます。

ただし（当然のことですが）…

■ 法令に違反することや公序良俗に反することを行ってはいけません。

※本人の意志に反して、会費を徴収したり、活動を強制することなどは違法であるとみなされる場合がありますのでご注意ください。

PTAの豆知識 – 「PTAと任意」 –

- 1) PTA活動の意義・目的をいつの時点で説明
- 2) PTAへの加入、脱退が任意である説明
- 3) 魅力あるPTA活動の紹介
- 4) PTA会費の額の決め方、集金方法
- 5) PTA組織や活動内容・計画の見直し
- 6) 学校運営協力費の基準
- 7) 新役員、委員（長）の選出の方法や時期
- 8) PTA加入を希望しない意向が伝えられた時の対応
- 9) PTA非会員の方々へのPTA活動や情報提供の対応